

役員等報酬及び旅費規程

平成29年6月9日 改正施行

社会福祉法人

南紀のぞみ会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南紀のぞみ会の役員等の報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、次の各号に挙げるものをいう。

- (1) 役員（理事及び監事）
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任解任委員及び理事長が委嘱した委員
（将来展望委員・苦情解決第三者委員・懲戒委員 等）

第2章 役員等の報酬

(役員等に対する報酬)

第3条 役員等に対する報酬額は、区分に応じて別表第2に定めるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(支給方法及び形態)

第5条 報酬は会議毎、現金にて支給する。

尚、理事長報酬は、年額を3月に現金にて支給する。但し、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができる。

第3章 役員等の旅費

(役員等の旅費)

第6条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、本条第2項、第3項、第4項、及び第7条ならびに別表3により旅費を支給する。

- 2 交通費は、鉄道乗車賃、乗船賃、航空機搭乗賃、車賃とし、実費を支給する。
- 3 出張業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。
- 4 県内出張で、やむを得ず個人所有の自家用車を使用した場合は、走行メーターに対し、1km 当たり 20 円の計算で精算するものとし、有料道路の通行料、駐車料金は、領収書により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は順路により計算する。但し、天災その他やむを得ない事由により順路によって移動しがたいときは、実際に通過した経路による。

(旅費の支払い)

第8条 旅費等は、原則として出張後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することが出来る。

(適用除外)

第9条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく旅費は支給しないものとする。

(特例)

第10条 第6条の規定にかかわらず、理事長に於いて特別の事由があると認めるときは、この規程によらないことが出来る。

附則 この規程は、平成18年4月1日から適用する。

平成20年9月1日一部改正、同日施行

平成20年12月5日一部改正、同日施行

平成21年5月20日一部改正、同日施行

平成25年4月1日一部改正、同日施行

平成29年4月1日一部改正、同日施行

平成29年6月9日一部改正、同日施行

別表1

(理事長)

	報酬額	実費弁償費
法人及び施設業務のための出勤	時給 2,000円	第6条に基づく

(理事)

	報酬額	実費弁償費
理事会等への出席	1回 3,000円	500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 1,500円	

(監事)

	報酬額	実費弁償費
監事監査等への出席	1日 15,000円	
理事会等への出席	1回 3,000円	500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 1,500円	

(評議員)

	報酬額	実費弁償費
評議員会等への出席	1回 3,000円	500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 1,500円	

(評議員選任解任委員及び理事長が委嘱した委員)

	報酬額	実費弁償費
委員会への出席	1回 3,000円	500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 1,500円	

別表2 (役員等の旅費)

名称	報酬額	備考
交通費	実費	特急は自由席を利用
宿泊費	実費 (1泊2食を基本とする)	宿泊費の上限を13000円とし、 事情によりやむを得ず超過した 場合は実額を支給
その他の経費	業務に要した必要経費の実費	昼食代を含む